

見附市子ども・子育てどまんなか条例（案）に寄せられた意見と市の考え方

令和6年1月15日から2月13日までの間、見附市子ども・子育てどまんなか条例（案）」のパブリックコメントを行い、25件のご意見が寄せられましたので、その内容とそれに対する市の考え方をお知らせします。ご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

NO	箇所	ご意見の内容	市の考え方
1	条例名	<p>「どまんなか」の言葉 この言葉は、必要？ 理由 ①条例案の前文にも、見当たらない。法令に相応しくないのでは？ ②第15条の計画名称には、法第61条の規定により、この文言は使用不能では？</p>	<p>見附市子ども・子育て条例制定検討委員会の意見により「子ども・子育てどまんなか条例」としたものであり、案のとおりとします。 また、前文に「子どもを社会の「どまんなか」におきながら」と説明を追加します。</p>
2	前文	<p>前文4行目 日本国憲法に定める基本的人権、児童の権利・・・としては？（基本的人権には、様々な解説がある様なので）</p>	<p>第3条第1項で日本国憲法と記載しており、前文は本条例の主旨を示すものであるため、案のとおりとします。</p>
3	前文	<p>前文5行目 4つの原則について、その項目だけでも、記載しては？ 条例(案)解説の7頁によれば、「①差別の禁止 ②子どもの最善の利益 ③生命、生存及び発達に対する権利 ④子どもの意見の尊重」の4つとのこと。</p>	<p>ご意見のとおり、「4つの原則、「生きる、育つ、守られる、参加する権利」の4つの権利等」を「4つの原則「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」等」と修正します。</p>
4	前文	<p>前文5行目 4つの権利について、「生きる、育つ、守られる」にもそれぞれ「権利」の言葉を添えて、4つの権利を列記しては？</p>	<p>長文とならないよう、N03回答のとおり、4つの権利については削除します。</p>
5	前文	<p>前文18行目 共創郷育とは？市販の国語辞典には、掲載が稀なのでは？この読み方（共に・・・育む？）、意味及び出典等の解説をお願いします。</p>	<p>ご意見のとおり、前文に「学校と家庭、地域の連携を強化し、地域の人材と資源を活かして教育の質の向上を図る「共創郷育」と説明を追加します。</p>

NO	箇所	ご意見の内容	市の考え方
6	前文	前文内に共創郷育が謳われていますが、見附市及び見附市教育委員会のホームページにおいて共創郷育の意味を確認することができません。「共創郷育」は造語でもありますので、定義付け或いは説明が必要と思います。	N05 回答のとおり
7	前文	前文 23 行目 記載の部分の移動又は削除可能？ 「地域みんなが子育てに関心を持ち」の部分は、次行の「保護者」の直前に移動するか、あるいは、削除が可能では？	ご意見のとおり、文章を整理し、「地域みんなが子育てに関心を持ち、こどもの権利や子育て支援の基本理念を示すこと」を「こどもの権利や子育て支援の基本理念を示すことで、市民全員が子育てへの関心をさらに高め」と修正します。
8	前文	前文は条例制定の趣旨、理念、目的などを述べる文章と理解しています。 一方で、前文が長文なのでもう少し短い方が、読みやすく、理解しやすいと思います。 現在の前文は、以下の理由から短くすることが可能と思います。 ①前文 5 行目、「4 つの原則」と「4 つの権利等」は、同じ意味合いを含むとすれば、どちらかにまとめて記述することが可能と思います。 ②前文 25 行目「役割を明らかに」、28 行目「…まちみつけの実現」は、第 1 条目的の条文で記述してあるため、割愛が可能と思います。 ③新潟市の子ども条例前文は長文となっています。新潟県の子ども条例はそこまで長くはありません。比較した時、県条例が理解しやすいと感じました。	ご意見のとおり、前文については、長文とならないよう、文章を整理し、一部修正します。

NO	箇所	ご意見の内容	市の考え方
9	第1章第2条	<p>第2条第2号で「父母その他の保護者（以下「保護者」という。）」と書くが、法制執務上、定義そのものの記載について「以下「○○」という」は通常は使用しないはずだ。</p> <p>この号の定義について単に「(2) 保護者 父母等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。」としてはいけない理由はあるのか。</p>	<p>ご意見のとおり、「父母その他の保護者（以下「保護者」という。） 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。」を「保護者 父母等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。」と修正します。</p>
10	第1章第2条	<p>第2条(4) 学校等について 定義では、「施設」とあり。施設が施策の担い手になる？ 「学校等」に代えて、条例案の第11条、12条の業務を担う専門家、人材のことを記載すべきでは？ 例として、「子どもの育成を担う専門家とは、医療、保健、児童福祉、教育、療育等を担う専門家」をいう。（業務名は、子ども基本法第13条から引用）</p>	<p>「施設」とは、専門家、人材を含めた、学校等に関わる全ての者を指すため、施設という表現とし、案のとおりとします。</p>
11	第1章第3条	<p>「出産」との記述に違和感があります。</p> <p>第3条(3)において「出産」と記述していますが、基本理念を説明するなかでこの部分だけが具体的な事例を挙げていて、やや違和感があります。</p> <p>「出産」をカットしても、「誰もが安心して子どもを産み育てる」などの文面で成り立つと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、「出産を希望する市民が」を「希望する誰もが」と修正します。</p>

NO	箇所	ご意見の内容	市の考え方
12	第1章第3条	第3条(4)は不要と思います。 (4)の文言は、第1条目的において既に記述されている部分を含んでいることから割愛も可能と思います。	第3条(4)については、見附市子ども・子育て条例制定検討委員会の「それぞれの立場でできることをやっいてこう」という思いを表すものとして重要と考えるため、省略せず、案のとおりとします。
13	第1章第3条	第3条(4) 基本理念なのか？ (4)の内容は、基本理念というよりも、関係者の責務(第9条の施策の実施における)では？ このため、(4)は、削除しては？	
14	第2章第5条	第2章については、行政以外のほとんどの関係者に対しては「努めるものとします」との語末の記載から「努力義務」と読めるが、保護者の役割を定めた第5条第2号は「するものとします」と「義務規定」になっている。 本条例(案)が、基本理念や基本的事項を定めるという性格からすれば、新たに「住民の義務」を増やすことように読める文については、慎重に対処すべきと考える。 よって、第5条第2号の語末についても「努めるものとします」とすべきではないか。 ちなみに、県条例(案)で同じ趣旨の箇所を見比べると、行政については「義務規定」、その他の関係者に対しては「努力義務規定」となっている。	ご意見のとおり、第5条第2項については、「子育てするものとします」を「子育てするよう努めるものとします」と修正します。
15	第3章	題名の検討を。 こどもが育つ体制づくりとあるが、この章では、「こどもが育つための施策の実施【こどもパブコメ中の「こどもが育つために何をやるの？」に相当】」のことが記述されているのでは？	ご意見のとおり、第3章については、「こどもが育つ体制づくり」を「こども・子育てを支える環境づくり」と修正します。 あわせて、第4章についても「こどもが育つ施策の推進」を「こども・子育てを支える施策の推進」と修正します。

NO	箇所	ご意見の内容	市の考え方
16	第3章第11条	<p>第11条第2項 文言の検討を。 (例として) 市は、虐待やいじめなどの人権侵害の防止や早期発見に取り組みます。(条例案の解説 25頁上から9行目のこの表現が分かり易いのは?)</p>	<p>同様の内容と考え、案のとおりとします。</p>
17	第3章	<p>第3章の構成について (第9条+第10条+第11条+第14条) 見附市が、関係者と連携・協働して行う施策について、条文をまとめると、言葉の重複が避けられ、分かりやすくなるのでは? (例) (こどもが健やかに育つための切れ目のない支援) 第9条 市は、市民が安心してこどもを産み(←生み)育て、こどもが健やかに育つことができるよう、結婚、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階や状況に応じて、保護者、市民、こどもの育成を担う専門家等(←学校等)、事業者及びその他関係機関と連携・協働し、次に掲げる施策を実施します。 なお、(1)、(2)、(3)に続けて、第10条と第11条の内容を、(4)、(5)・・・としては?</p>	<p>こども・子育てを支える環境づくりに必要な項目を明記する構成としており、案のとおりとします。</p>

NO	箇所	ご意見の内容	市の考え方
18	第3章	<p>第3章全般にわたるが、市の施策実施について「保護者、市民、学校等、事業者及びその他関係機関と連携し」と書いているが、国や県との連携について書く必要はないのか。</p> <p>その理由として、こどもに関する施策は見附市単独で行うものもあるが、国や県の制度の中で実施するものが当然にあるのだから、それについて記載しておく方が良いのではないか。</p> <p>ちなみに、新潟県こども条例(案)(以下「県条例案」という。)では第4条に「県は、前条に定める基本理念にのっとり、国及び市町村と連携」との記載がある。</p>	<p>ご意見のとおり、第9条及び第10条については、「市民、学校等、事業者及びその他関係機関」を「市民、学校等、事業者、国、県及びその他関係機関」と修正します。</p>
19	第3章第13条	<p>第13条の「こどもの社会参加」について、意見の表明の場の設置等については「努めるものとします」との書きぶりから「努力義務」と読めるが、同じ趣旨について県条例(案)第16条では「講ずるものとする」で「義務規定」となっている。</p> <p>行政についての規定という点からすれば「義務規定」にしても良いのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、第13条については、「設けるよう努めます」を「設けるものとします」と修正します。</p>
20	第4章第15条	<p>第15条第2項 基本理念 第3条の(2)の規定からは、「又は」ではなく、「こども及び保護者その他・・・」になるのでは？ なお、こどもパブコメの資料では、「②・・・、こどもや保護者などから・・・」の記載あり。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>

NO	箇所	ご意見の内容	市の考え方
21	第4章第18条	財政措置については、将来様々な要因による変更が見込まれるので、県条例を参考に「財政上の措置を講ずるよう努めるもの」とします。」が適切と思います。	ご意見のとおり修正します。
22	第4章	第4章の「計画」について、県条例（案）第12条第5号では「計画は、こども基本法第10条第1項の都道府県こども計画と一体のものとして作成するものとする。」との記載がある。 こども基本法には「市町村こども計画」の策定が義務づけられていることから、県条例（案）の例のように、それについても記載しておく方が良いのではないかと。	第15条で計画について記載しており、この計画についてはこども計画に限らず、こども・子育て支援施策についての計画と広く捉え、案のとおりとします。
23	第4章第20条	第20条における「市長への委任規定」により、市長は本条例に対する規則制定権があると読めるが、他方「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の第15条では「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。」と、市の執行機関の一つである教育委員会の規則制定権もあるはずだ。 本条例に関し教育委員会の所掌事務に関して規則に委任する事項があるのであれば、ここで整理しておくべきではなかろうか。	ご意見のとおり、本条例は市長に限らず、教育委員会の所掌事務に関しても規則に委任する事項があることから、第20条については、「市長が別に定めます」を「別に定めます」と修正します。
24	各条文の文末について	5. 文末がすべて「します。」等と一定の行為を義務づける表記となっており、積極的に施策を推進する意志が示されています。一方で他の理念条例や県条例を見ると、原則や方針を示す「するものとする」等の記述もあります。 条項の内容によって記述のバランスを図ることも必要と思います。	ご意見のとおり、第3条については、「推進します」を「推進するものとします」と修正します。第7条第1項及び第2項については、「努めます」を「努めるものとします」と修正し、第9条については、「実施します」を「実施するものとします」と修正します。

NO	箇所	ご意見の内容	市の考え方
25	施策への意見	<p>小規模校での児童数が極度に減少しております。</p> <p>小規模校ならではの特色と良さもあり、オープンスクールとして他の学区から就学したいというニーズもあり、存在価値として十分あると思います。</p> <p>しかし、少人数過ぎるがためできないことや教育上懸念される点も多くあります。職員数も少ないため、欠員の際に企画自体が中止になるなど影響が大きいです。</p> <p>現在も保護者の協力なしでは成り立たない場面も多くあります。</p> <p>また、当の小規模校の学区の子供たちは大規模校に通いたくても、学区外就学認定基準により選択することができません。これに関しては不公平な基準とも思えます。</p> <p>先々児童減少はさらに進み、学区の再編成や合併等に至ると思いますが、直近上記のような課題に対しての取組みもご検討いただければ幸いです。</p> <p>また、近年老後 2000 万問題や新 NISA 制度の開始等、資産形成に関する話題が注目されていると思います。しかし我々大人世代は義務教育時代に金融教育を受けていなかったことやお金の話はタブーである風潮があったため、資産運用に対して知識が少なく、忌避されがちのように感じます。</p> <p>見附市民は子どものうちからお金への親しみと知識を持ち、経済的自由を手に入れている。見附市にそのような未来が来れば素晴らしいと思います。</p> <p>その為に見附市独自に金融教育を受けられる場を作っていただけのご検討願います。</p>	<p>ご意見につきましては具体的な施策内容を検討する際に参考とさせていただきます。</p>